

## はしがき

近時、教員の働き方改革に対して、政策的・社会的関心が集められており、本書を執筆している時点（2017年9月）でも、政策形成が進行しているところである。2017年4月に、文部科学省が10年ぶりに実施した「教員勤務実態調査」の速報が公表された。同速報によれば、いわゆる過労死ライン相当（週の時間外勤務時間が20時間以上、つまり週の実労働時間が60時間以上）の教諭が小学校で33.5%、中学校で57.6%であり、10年前の調査に比べて、小・中学校ともに授業や授業準備に費やす時間が、中学校では土日の部活動指導に費やす時間が長かった（文部科学省初等中等教育局『教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について』、2017年）。

この2016年度文部科学省「教員勤務実態調査」の速報は各所で取り上げられ、学校の「ブラック」な側面として言及されてきた（例：内田良『ブラック部活動—子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館出版社、2017年；妹尾昌俊『「先生が忙しすぎる」をあきらめない—半径3mからの本気の学校改善』教育開発研究所、2017年）。このような中で、2017年6月下旬には、松野博一文部科学大臣（当時）は中央教育審議会に対して「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を諮問し、同年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会での審議がはじまり、同年8月には同特別部会から緊急提言が、9月にも教員業務の見直しに関する提言も出された。

だが、本編でも言及するように、教員の長時間労働や業務負担の問題は、今にはじまったわけではない。もちろん年代によって教員の働き方は異なるため、各年代で教員の長時間労働や業務負担の要因は異なる点もあると思われるが、教員の長時間労働や業務負担の問題は戦前までさかのぼることができる（例：『読売新聞』1925年12月23日付朝刊）。

戦後になると、労働条件の基本事項を定めた労働基準法が成立し、多くの職種で週の勤務時間と勤務時間を超えた分については時間外勤務手当を支給する制度がはじまった。だが、教員については、戦後も勤務時間の測定が難しいという教員の職務態様の特殊性を理由に、時間外勤務手当の支給は認められなかった。しかし、1950～60年代にかけて、教員の時間外手当支給をめぐる裁判（いわゆる超勤訴訟）が各地で起こり、地方裁判所判決の中には、教員の時間外勤務手当支給を認めるものもあった。こうした中で、当時の文部省は「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（現在は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、通称：給特法）を制定し、教職調整額の支給という形で、教員の時間外勤務の問題に対応し、教員の超勤問題が一定の進展を見せた。

しかし、給特法が成立してから40年近く経過した2000年代後半に、2006年度文部科学省「教員勤務実態調査」の実施・公表を契機に、再び教員の時間外勤務や長時間労働が政策課題として浮上することになった。国や各教育委員会、そして各学校では、「子どもと向き合う時間の確保」を目的に、教員が自身の本来的な業務である教育活動に専念できるように、教育活動以外の校務の見直し等が進められてきた。それから10年前後が経過した今日も、教員の長時間労働や業務負担の問題には、大きな進展が見られず、前記のとおり、10年前に比べて今日の教員の労働時間は長くなっている。

なぜ、これほどまでに、教員の業務負担の議論が絶えないのであろうか。本書は、この背景には、従来の教員の業務負担に関する議論の多くは、適切な現状分析を行うことなく展開されてきたのではないかという課題を設定し、実証分析により、「今日の日本の教員にとって負担の大きい業務は何か」という問いを明らかにしていく。

公立小・中学校教員の業務負担

---

目 次

はしがき	i
------	---

序章 公立小・中学校教員に負担をもたらす業務は何か？	1
----------------------------	---

1. 「周辺の職務による教員の業務負担」という社会・政策的議論 1
2. 教員の業務負担に関する先行研究のレビューと残された課題 4
  - (1) 先行研究のレビュー 4
  - (2) 先行研究に残された課題 7
3. 本書の目的と構成 11
  - (1) 本書の目的 11
  - (2) 本書の構成 12
4. 本書で用いる概念の定義 15

## 第 I 部 教員の業務負担変容に関する実証

### 第 1 章 教員の時間的負担変容に関する実証

— 1950～60年代と2000年代後半以降の労働時間調査の比較 —

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| .....                                | 31 |
| 1. 課題設定                              | 31 |
| 2. 使用データ、分析方法、使用変数                   | 34 |
| (1) 使用データ                            | 34 |
| (2) 小・中学校教諭の勤務実態に関する指標               | 36 |
| (3) 分析方法                             | 38 |
| (4) 使用変数                             | 39 |
| 3. 1950～60年代と2000年代後半以降の小・中学校教諭の勤務実態 | 41 |
| (1) 小学校教諭の勤務実態                       | 42 |
| (2) 中学校教諭の勤務実態                       | 49 |
| 4. 一般線形モデルによる小・中学校教諭の時間的負担の変容分析      | 51 |

(1) 週全体の労働時間	51
(2) 週の教育活動時間	53
(3) 週の授業準備・成績処理時間	55
(4) 週の庶務時間	58
(5) 週の外部対応時間	60
5. 考察	62
<b>第2章 教員の心理的負担増大をもたらした指導環境の変容</b>	<b>68</b>
1. 課題設定	68
2. 分析に用いる指標とデータ	75
(1) 精神疾患による病気休職発生率	76
(2) 指導環境指標 — 行政基盤・教員集団・児童生徒とその家庭環境 —	77
3. 指導環境の変容が教員の精神疾患による病気休職発生率に与えた影響 — 都道府県パネルデータ分析 —	82
(1) 使用変数と分析方法	82
(2) 分析結果	85
4. 考察	87
<b>第3章 教育改革による教員業務負担増大の再検証</b>	
— 学校選択制導入校と未導入校の比較分析 —	94
1. 課題設定	94
2. 調査データと分析方法	96
(1) 調査データ	96
(2) 分析方法	98
3. 使用変数	98
(1) 従属変数	98
(2) 独立変数	99
(3) 統制変数	102
4. 階層線形モデルを用いた検証	104

- (1) 教員の勤務実態 104
- (2) 教員の心理的負担 130
- 5. 考察 135

## 第Ⅱ部 今日の教員の業務負担の規定要因に関する実証

### 第4章 教員に心理的負担をもたらす業務の探索 ..... 143

- 1. 課題設定 143
- 2. 分析データ・使用変数・分析方法 144
  - (1) 分析データ 144
  - (2) 使用変数と分析方法 145
- 3. 分析結果 148
  - (1) 小学校教諭の心理的負担の規定要因 148
  - (2) 中学校教諭の心理的負担の規定要因 152
- 4. 考察 156

### 第5章 教員の業務負担に関する国際比較分析

— TALIS2013 を使用して — ..... 159

- 1. 課題設定 159
- 2. 使用データと分析対象国・地域 164
  - (1) 使用データ 164
  - (2) 分析対象国・地域 166
- 3. 中学校教諭の勤務実態と心理的負担に関する比較分析 169
- 4. 中学校教諭の心理的負担の規定要因に関する比較分析 174
  - (1) 分析方法 174
  - (2) 使用変数 176
  - (3) 分析 181
- 5. 考察 191

終 章 生徒指導がもたらす公立小・中学校教員の業務負担 .....	197
1. 本書で得られた知見	197
2. 本書の含意	202
3. 教員の業務負担軽減にむけた取り組み	206
4. 残された研究課題と今後の展望	212
文献 .....	217
資料 .....	229
あとがき .....	230
初出一覧 .....	234